## 東洋町立学校における学校運営協議会の設置に関する規則

令和 2年 2月20日

教育委員会規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号) 第47条の5に規定する学校運営協議会(以下「協議会」という。)について、必要な事項 を定めるものとする。

(趣旨)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、東 洋町教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長(園長含む。以下同じ。)の権限 と 責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や支援・協力を促進することによ り、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の 健全育成に取り組むものとする。

(設置)

- 第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。
- 2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校(以下「対象学校」という。)を明示し当該対象学校に対して通知するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

- 第4条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について、基本的な方針を作成し、協議 会の承認を得るものとする。
- (1) 教育課程の編成に関すること
- (2) 学校経営計画に関すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項に関すること。
- 2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(意見の申し出)

- 第 5 条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は対象学校の校長に対して、 意見を述べることができる。
- 2 協議会は、第2条に定める趣旨を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関する 事項について、教育委員会を経由し、高知県教育委員会に対して意見を述べることができ る。ただし特定の個人に係るものを除く。
- 3 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の意見を聴取した上で、対象学校の校長を経由して行うものとする。

(委員の任用)

- 第6条 協議会の委員(以下「委員」という。)は15名以内とし、次の各号に掲げる者の う ちから、校長の推薦により教育委員会が委嘱又は任命する。
- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他、教育委員会が適当と認める者
- 2 対象学校の校長は、委員を推薦することができる。
- 3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、新たに委員を委嘱又は任命することができる。

(守秘義務等)

- 第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 2 前項のほか、委員は次の各号に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他、協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(任期)

- 第8条 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。
- 2 第6条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)
- 第9条 協議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれを選出する。
- 2 会長は協議会を代表し会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(議事)

- 第 10 条 協議会は、会長が校長と協議のうえ、会議を召集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。
- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会議の公開)

第11条 協議会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(指導及び助言)

- 第12条 教育委員会は、協議会の運営状況について的確に把握し、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。
- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合には、適正な措置を講ずることができる。

(委員の解任)

- 第13条 教育委員会は、本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。
- (1) 第7条の義務に違反したとき。
- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (3) その他、解任に相当する事由が認められるとき。
- 2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときには、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(運営に関する評価と情報提供)

- 第14条 協議会は、学校の運営状況等について毎年度1回以上の評価を行うものとする。
- 2 協議会は、保護者、地域住民等に対して、活動状況を公開するなど情報提供に努めなければならない。
- 3 協議会は、対象学校の運営について、保護者及び地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

(運営等)

第15条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲 において、運営に必要な事項を定めることができる。

(事務局)

第16条 協議会の事務局は、対象学校内に置く。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年4月1日教育委員会第1号)